

平成30年8月

保護者 各位

東村山市 子ども育成課

保育所利用者負担（保育料）のお知らせ

1 保育所利用者負担の計算方法

4月～8月（上期）の保育所利用者負担（以下、「利用者負担」といいます）は、前年度の住民税額に基づいて算定します。

9月～3月（下期）の利用者負担は、当年度の住民税額に基づいて算定します。

このため、利用者負担が決定したことのお知らせは、毎年2回届きます。

2 未婚のひとり親のかたへの、寡婦（寡夫）控除の適用

未婚のひとり親のかたは、戸籍謄本などを確認させていただいた上で、住民税額に寡婦（寡夫）控除が適用されたものとみなして、利用者負担が安くなる場合があります。

詳しくは、市役所までお問い合わせください。

3 利用者負担の減免

現在の世帯収入が前年に比べて大きく減少したなどの場合、保護者ご本人からのお申し出により、利用者負担が安くなる場合があります。

詳しくは、市役所までお問い合わせください。

4 口座振替への変更

現在、利用者負担のお支払いを納付書にて行っている方で、口座振替に変更を希望される方は、市役所または保育園にて口座振替用紙をお取り寄せください。

5 児童手当からの利用者負担未納分への充当

利用者負担の未納が続く場合、本来支給される児童手当から未納分へ充当される場合があります。納期日までのご納付にご協力願います。

お問い合わせ先：東村山市 子ども育成課（代表 042-393-5111）